

### 1. 各国の教科書制度と教育事情

#### (1) 本項目の目的

各国の初等中等教育の教科書は、それぞれの国の制度に則り、教育事情を考慮して編集・著作されている。そして、教科書に関わる制度や教育事情は、学校教育制度や社会経済情勢などを反映して、国ごとにかなり異なっている。例えば、アメリカの教科書は、一般的に大判で、ページ数も多く、ハードカバーで頑丈なため大変重い（調査した州の教科書では一冊で3kgもあった。）。また値段も高いが、それは、教育の地方分権が徹底している国アメリカでは教育内容は各州ごとに基準が異なるため、教科書出版社は各州の基準に漏れがないよう全てを記述しているので分量が多くなっているのであり、実際に学校で教えるのはその一部に過ぎないこと、また、貸与制で何年にわたって何人も使用し、家には持ち帰らないため、頑丈な作りが必要であるし、重くとも子供の負担にならないためである。

このように、教育制度・教科書制度や教育事情を把握した上で、教科書の記述を見ないとその国の教科書に関わる教育の実態は見えてこないのであり、単純に記述だけを比較するだけでは、その違いがなかなか理解できない。

そこでこのような章を設けたのであるが、この記述は、文部科学省や(財)教科書研究センターが今まで実施してきた調査を参考に、各国の教育事情に詳しい比較教育学の専門家に国別にとりまとめていただいたものである。

#### (2) 教科書制度と教育事情

記述の構成は次のとおりである。

- (1) 教育制度 …大まかな教育制度と最近の動向について記述
- (2) 義務教育段階の教科書 …次の事柄について記述
  - 1) 教科書の法的位置づけ（検定等国の関与を含む。）
  - 2) 教科書の使われ方
  - 3) 採択
  - 4) 有償／無償，給与／貸与
  - 5) その他 …学力テストとの関連，ICT の利用や大学入試との関連などその国の教育や教科書に関わる特筆すべき事項を記述
- (3) 義務教育以後の教科書 …義務教育段階の教科書と同じ観点について記述

終わりに学校系統図を掲載した。なお、日本については、最近教育内容や教科書に様々な動きがあるため、(5)として、「学習指導要領の改訂と最近の教科書をめぐる動向」を加えた。

また、次のページに、9 か国・地域の教育制度と教科書制度が一目でわかるよう国別教科書制度比較対照表を掲げた。

(伊勢呂裕史)

Ⅱ. 教科書制度と教育事情

国別教科書制度比較対照表

	学校制度				初等教育教科書							
	教育段階			義務教育年限	発行・検定等				供給			
	初等	中等			発行 国(国定)	民間	検定	認定	採択の権限	無償 給与	無償 貸与	有償
		前期	後期									
日本	6	3	3	9		○	○		教委	○		
		6										
アメリカ	4～6	3～4	3～4	9～12		○		○	学校		○	
	6～8	4～6										
カナダ	6～8	4～5		10～13		○	○		学校 教委		○	
	5～7	3～4	3～4	11～13								
イギリス	6	5		11		○			教師		○	
	3～4	3～5	3～5									
フランス	5	4	3	10		○			教師		○	
ドイツ	4 又は5	5	3	9 又は10		○	○		学校		○	
		6	2～3									
		8～9										
	13											
フィンランド	9～10		2～3	9		○			学校 教師		○	
韓国	6	3	1～3	9	○					○		
中国	5～6	3～4	2～3	9		○	○		省, 県, 教育行政機関 等			○
台湾	6	3	3	9	○	○	○		学校			○

II. 教科書制度と教育事情

教科書制度													備 考			
前期中等教育教科書						後期中等教育教科書										
発行・検定等				供 給		発行・検定等				供 給						
国(国定)	民(民間)	検定	認 定	採 択 の 権 限	無 償 給 与	無 償 貸 与	有 償	国(国定)	民(民間)	検 定	認 定	採 択 の 権 限		無 償 給 与	無 償 貸 与	有 償
	○		○	学校		○			○		○	学校			○	州や学区が採択した教科書（認定）のリストの中から、学校が必要な教科書を購入。
	○	○		学校 教委		○			○	○		学校 教委			○	義務教育年限は年齢による。各州の法律によって5(6)歳～16歳までと規定されている。
	○			教師		○			○			教師			○	独立（私立）学校の場合は、義務教育段階も有償。
	○			教師		○			○			教師			○	前期中等教育は国が教科書費を負担。初等教育、後期中等教育教科書は、事実上ほぼ全地域圏で無償。ただし教科書費の負担に全国的な基準はなく、地域間格差がある。
	○	○		学校		○			○	○	○	学校			○	無償貸与が基本。無償制度は州によって多様で、無償貸与のほかに親が負担する額が決められている一定額負担貸与、親の収入や就学している子どもの数によって教科書が有償または無償となる一部無償給与のシステムがある。
	○			学校 教師		○			○			学校 教師			○	学習書は無償給与。後期中等段階では教科書は貸与もされるが、各人で購入するのが普通となっている。
○	○	○		学校	○				○	○	○	学校			○	法律により教科書の使用義務が規定されている。 国定教科書は、初等教育教科書の全部、前期中等教育の国語と社会(国史)の教科書、後期中等教育の国語、社会(国史)、一部の一般教科及び専門教科の教科書。
	○	○		省、県、 教育行政機関 等					○	○		省、県、 教育行政機関 等			○	法律により教科書の使用義務が規定されている。 教育部（教育省）が指定した機関（民間出版社、大学、教育行政機関など）が検定の申請をすることができる。 義務教育段階では無償給与の場合もある。
○	○	○		学校					○	○	○	学校			○	法律により教科書の使用義務が規定されている。 数学、理科の教科書に国定教科書がある。検定教科書と合わせたなかから学校が採択する。